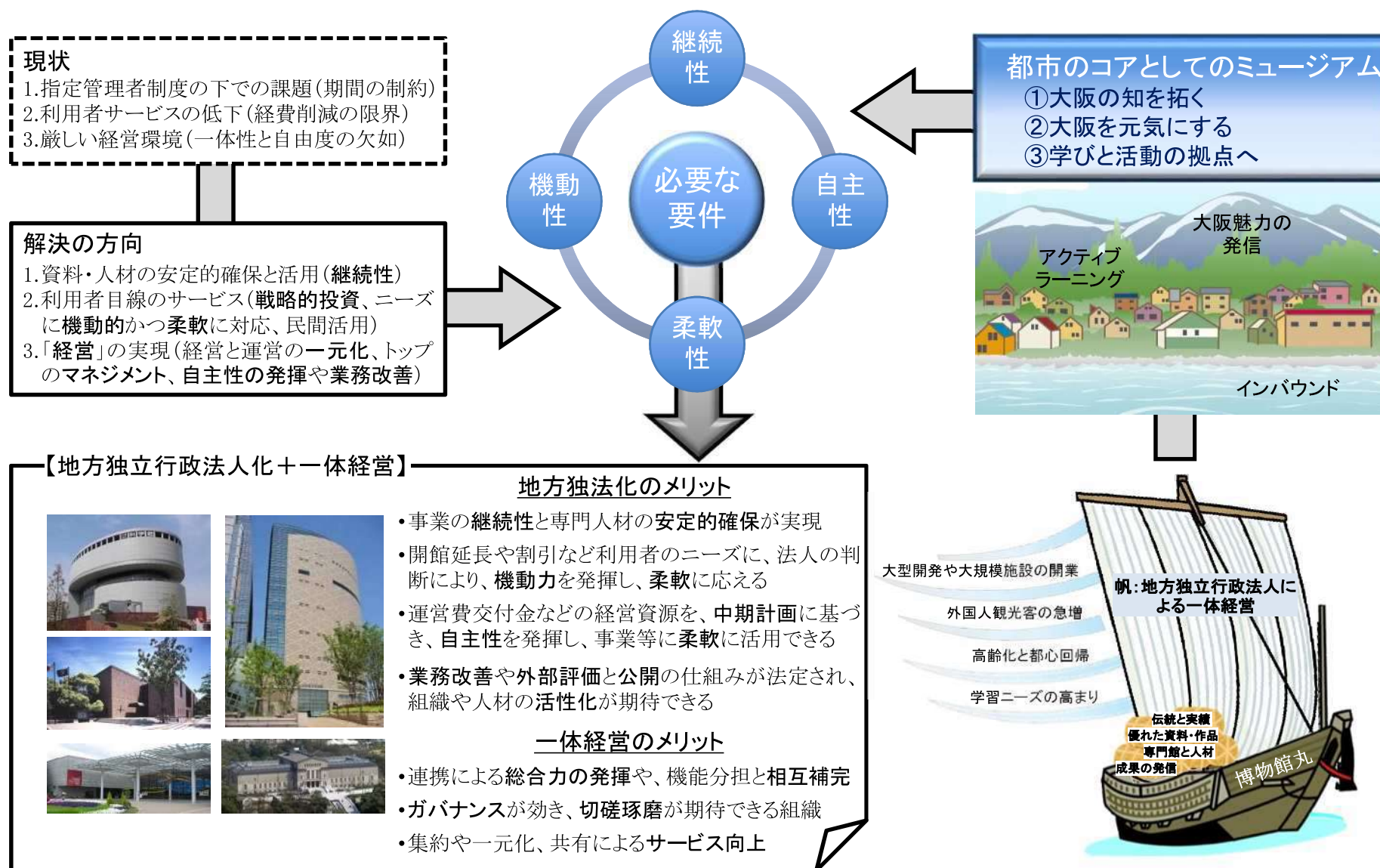
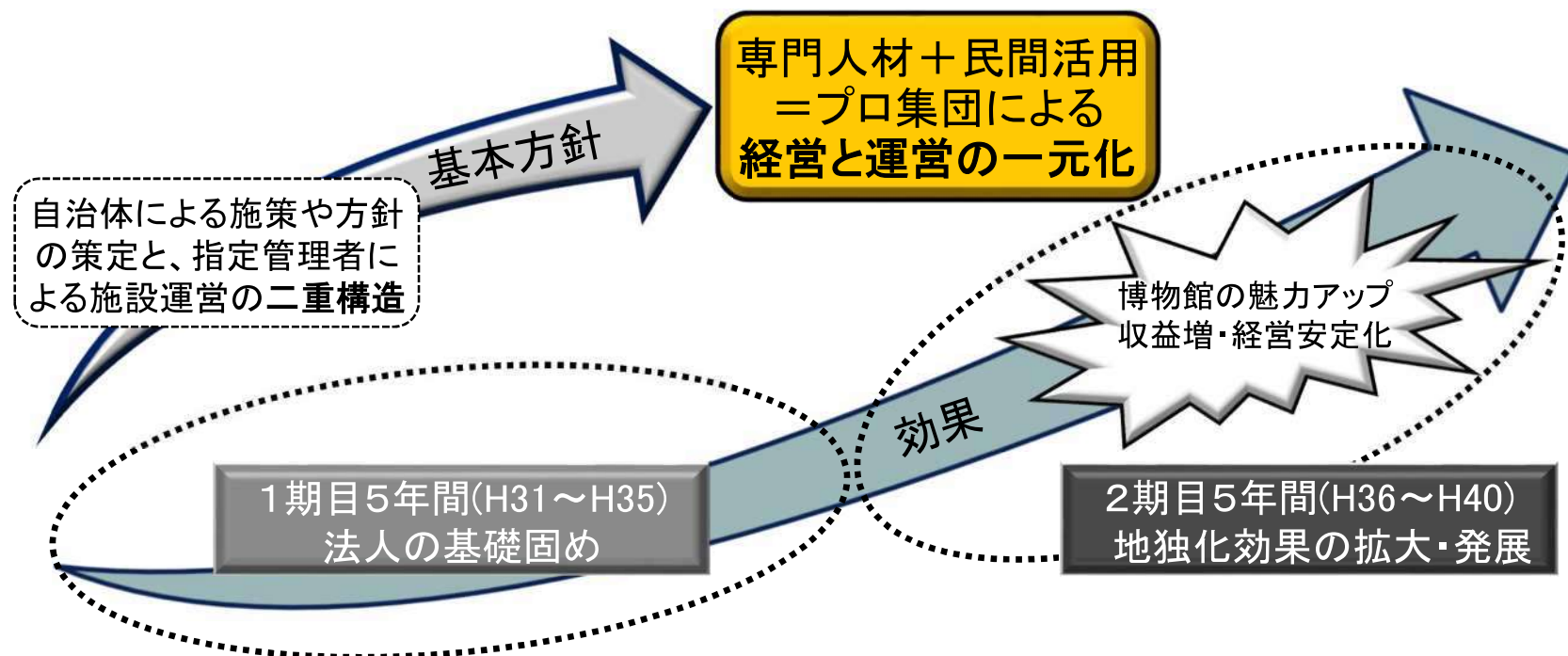


期待される効果 ～③まとめ～

- 現行の指定管理による運営（管理代行）から、地方独立行政法人による経営と運営の一元化へ



法人化の基本戦略



組織基盤の確立

理事長・副理事長や館長に
権限と責任を付与

- ◆ガバナンスの効いた経営
- ◆職責と成果に見合った報酬

専門人材の安定的確保

- ◆学芸員をはじめ中核をなす職員を固有化し、有用な人材を確保
- ◆能力と実績に基づく評価

民間活用の推進

- ◆民間の創意工夫による魅力向上

設立団体の責任遂行

◆運営費交付金

- ・1期目(5年): 安定的な経営が実現するまでの必要額を確保
- ・2期目(5年): 地独化効果が本格化し、果実を効果的に活用

施設の計画的改修

- ◆施設整備費用は市が負担

館蔵品の十分な活用

- ◆館蔵品を法人に委ねた上で、「重要な財産」に定め、保全を図る

経営努力の評価

法人のインセンティブが
働く仕組みづくり

目標を上回る収益
等は法人が活用

好循環

戦略的
投資

さらなる
増収

法人の具体的姿 ～①基本事項～

➤ 法人の基本事項について、定款で次のように定める。

【目的】

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、博物館及び美術館(以下「博物館等」という。)を設置して、歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する資料等を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、当該資料等に関する調査研究及び普及活動を通じて、市民の文化と教養の向上を図るとともに、学術の発展に寄与することを目的とする。(第1条)

【設立】

- この地方独立行政法人は、**地方独立行政法人大阪市博物館機構**と称する。(第2条)
- 法人の設立団体は、大阪市とする。(第3条)
- 法人は、**特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人**とする。(第5条)
- 法人が設置及び管理を行う法第8条第1項第8号に規定する**公共的な施設**の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。(第6条)

【組織】

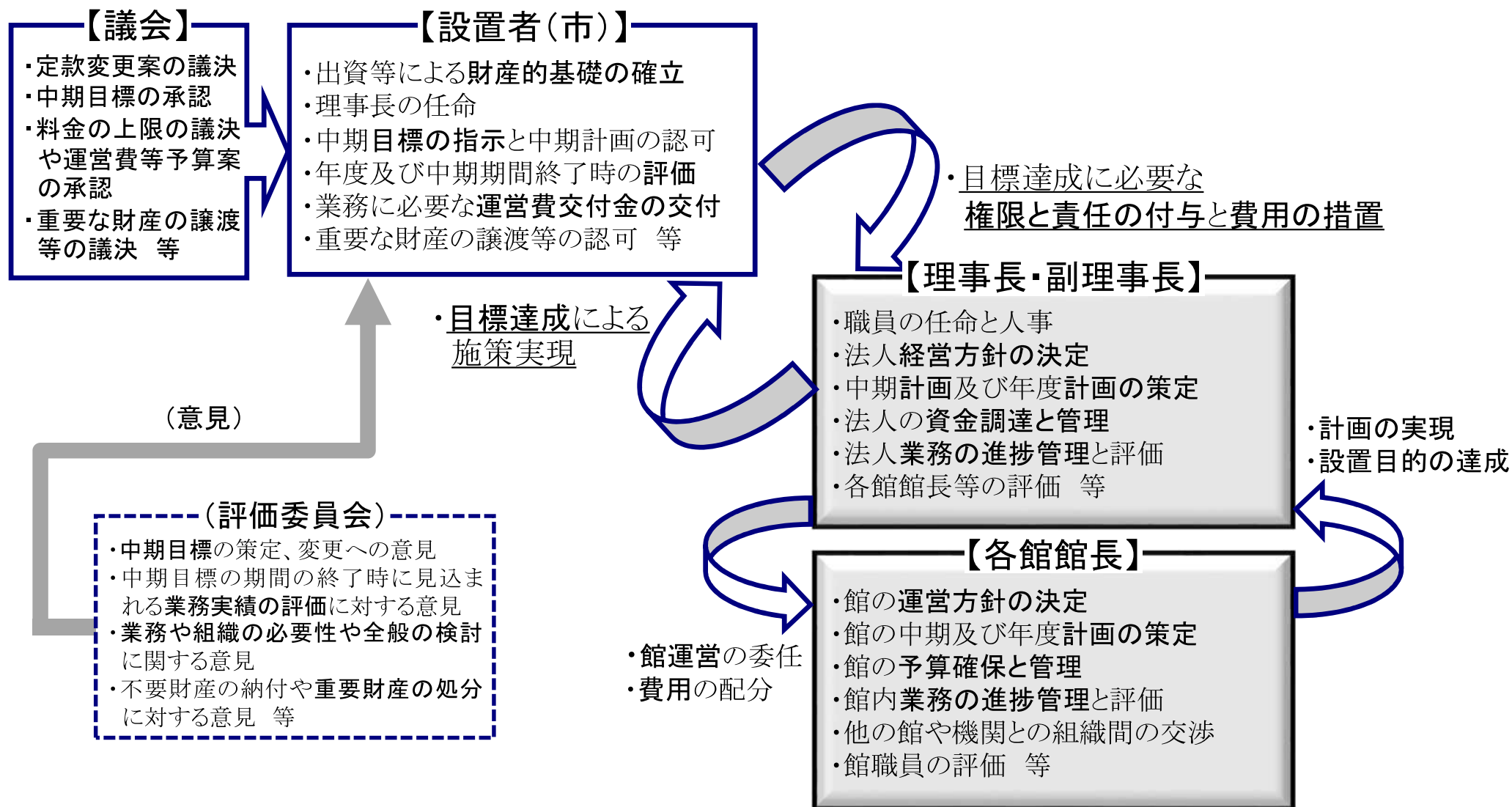
- 法人に、役員として、**理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内**を置くものとする。ただし、副理事長を置かないことができる。(第8条)
- 法人に**理事会**を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。(第12条)

【業務の範囲】

- 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。(第16条)
 1. 博物館等を設置すること
 2. 歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料(以下「博物館等資料」という。)を収集し、保管して公衆の観覧に供すること
 3. 博物館等資料に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること
 4. 博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧に関する調査研究を行うこと
 5. 博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧並びに前号の調査研究に関する教育及び普及の事業を行うこと
 6. 市民の生涯学習の機会を提供すること
 7. 博物館等資料を貸し出し、及び交換すること
 8. 他の博物館等、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協働すること
 9. 第1号の博物館等の運営に関する調査研究及び評価等を行うこと
 10. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

法人の具体的姿 ～②統治～

- 設置者はその責任を果たし、施策実現に必要な館の運営や事業の実施を、権限を伴い法人に委ねる。
- 法人は理事長や館長等を中心にガバナンスの効いた運営や事業実施を行い、施策実現の責任を負う。



法人の具体的姿 ～③財産等～

- 土地については使用貸借、建物については出資、館蔵品については無償譲渡とする。
- 寄託品に関しては、寄託者の意向を確認し、最適な方法を採用する。

	現行					今後
館 名	大阪歴史博物館	市立美術館	東洋陶磁美術館	自然史博物館	市立科学館	現行を継承
土 地	市有財産	市有財産 (公園)	市有財産・ 河川敷 (公園)	市有財産 (公園)	市有財産	使用貸借・公園施設設置許可 (※1)
建 物	市有財産					出資
館 蔵 品	市有財産					無償譲渡
寄 託 品	市が受寄者					法人が受寄者
備 品 等	市有財産					無償譲渡
そ の 他		※2		※3		

※1：公園内施設は、法人から公園施設設置許可を申請する。

※2：隣接する慶沢園については、関係局と協議のうえ、市立美術館との一体運営をめざす。

※3：連接する花と緑と自然の情報センターについては、関係局と協議のうえ、引続き共用スペースの有効活用（展示やショップ等）や来館者の動線、改札、券売方法の工夫など、連携・協働のあり方を検討する。